

# エコアクション 21 地域事務局 岡山県環境保全事業団 普及戦略会議規程

## (目的)

第1条 地域事務局におけるエコアクション 21 認証・登録制度（以下、「制度」という。）の普及及び推進について、幅広い観点からの助言を得ることを目的として、普及戦略会議を設置する。

## (構成等)

第2条 普及戦略会議の構成員は次に掲げるものなどのうちから、公益財団法人岡山県環境保全事業団 理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。

- (1) 環境保全に関する学識経験者
- (2) 国及び地方公共団体
- (3) 中小企業支援団体、金融機関
- (4) その他理事長が認めるもの

## (構成員の職務)

第3条 普及戦略会議の構成員は、次に掲げる事項について、幅広い観点で助言を行う。

- (1) 地域における制度の普及及び推進に関すること
- (2) 認証登録事業者の拡大策、取り下げ事業者の削減策に関すること
- (3) 制度の充実、メリット拡大に関すること
- (4) 制度の普及及び推進に関する情報交換、連携に関すること
- (5) その他制度の普及及び推進に必要な事項に関すること

## (任期)

第4条 構成員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (開催)

第5条 普及戦略会議は、理事長が召集し、議長を務める。

- 2 議長は、会議を統括する。
- 3 普及戦略会議は、年2回以上開催するものとする。

(議事録)

第6条 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者名・欠席者名
- (3) 議事概要

(守秘義務)

第7条 構成員は、会議で知り得た情報のうち、会議において秘密に指定された情報を、就任中はもとより退任後においても他に漏らしてはならない。

(普及戦略チームの設置)

第8条 地域事務局長は、理事長の承認を得て、具体的な普及推進活動を検討するために、普及戦略チームを設置することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(附 則)

この規程は2020年6月1日から施行する。